

無線通信アドバイザーグループ (RAG) 第26回会合 結果概要

総務省 総合通信基盤局 電波部 電波政策課 国際周波数政策室 はたの かずま
羽多野 一磨

1. はじめに

無線通信アドバイザーグループ (RAG: Radiocommunication Advisory Group) は、ITU条約第11A条に規定された会合であり、世界無線通信会議 (WRC) の準備や無線通信総会 (RA)、ITU-R研究委員会 (Study Group: SG) に関する計画、運営、財政事項等について検討し、その結果を無線通信局長に提示することを任務としている。

RAG会合は通常年1回開催されており、今会合は、2019年4月15日～17日の3日間の日程でITU本部 (スイス・ジュネーブ) において開催された。昨年は2018年ITU全権委員会 (PP-18) での承認に向けITU戦略計画 (Strategic Plan) の議論を行うため4日間の開催であったが、3日間の日程が通常である。

出席者は、各国の主管庁、民間企業、ITU事務局から約100名である。

今会合では、PP-18の結果、2019年理事会関連事項、WRC-15決議の実施、RA-19及びWRC-19の準備状況、メンバーシップ・アウトリーチ等が議題として審議が行われた。

以下に、主な議題に関する議論の概要について紹介する。

2. 2019年理事会関連事項

(1) ITU出版物への無料オンラインアクセスについて

ITU出版物の無料オンラインアクセスについて、2017年1月から、これまでのものに加え、ITU-Rのハンドブックについても対象とすることとなったこともあり、多数ダウンロードされている旨が報告された。

(2) 衛星通信網のコストリカバリーについて

衛星通信網のファイリングに係るコストリカバリーについて報告された。

本件は、2017年理事会から、複雑な非静止衛星システムの処理に関連して生じる技術的問題を研究するようBRに要請され、2018年の理事会にこの結果が報告された。同理事会では、以下の3つの手法のうちAについて承認され、2018年7月1日から施行された。また、B及びCに関しては、理事会に専門家会合を設置して、さらなる研究を行うこととされ、現在も研究が行われている。

- A 相互排他的なコンフィギュレーションに対しては、個別に金額を計算し、これを足し合わせる
- B 現在の一定料金 (100ユニット以上は、どんなにユニット数が大きくても全て一定料金) について、ユニット数上限を導入する。
- C RR第22条のepfd制限に係る場合、追加的な料金を導入する

(3) 衛星ファイリング処理について

昨年のRAG以降、衛星ファイリング処理に要する時間はRRや運用計画に示された時間内に収まっているが、RR付録第30号B (AP30B) の6条及び7条に基づく処理については目標である6か月をやや上回っている旨が報告された。

(4) 2020-2021年予算について

2020年1月からの予算では、BRの各部門、ソフトウェア開発などに人員を増やす計画である旨が報告された。

3. WRC決議の実施について

(1) 決議907の実施について

衛星通信網の事前公表、調整及び通告におけるBRと主管庁間の管理上の連絡について新しい電子的手段の利用を定める決議907 (WRC-15改) を実施するため、既に開発された電子申請システム等を拡張する通信モジュールを開発しており、2019年6月より外部テストが実施される旨が報告された。

(2) 決議908の実施について

決議908は、各国主管庁が行う衛星網のファイリング申請・公表等を電子的に行うシステムをITUが導入することを目的とした決議である。

昨今、衛星の新規参入の増加により、衛星調整に係る作業量が増加しているところであり、本決議を実施することにより、郵送、FAXあるいはメールでやりとりしていた業務を、ウェブシステム上で行うことができるようになれば、主管庁及びITU無線通信部門 (BR) の作業負担を大幅に減らすことが期待できる。

総務省は本決議の実施のためのBRにおける開発を支援



するため、ITUに対して拠出金の供与を行い、同プロジェクトの進捗に貢献しているところであり、2018年8月には衛星ネットワークファイリング電子申請システムが正式にリリースされた。

日本からは、同プロジェクトの更なる促進のため、衛星調整等に係る全てのコメント等に係るオンライン機能を実装することやWRC-19後の継続的なメンテナンス等を提案する寄書を提出し、今後検討されることとなった。

これに対し、イランからは、デジタル化、オンライン化は歓迎すべきだが、主管庁によっては難しいところもあるので、既存のシステムを継続させることも必要である旨のコメントがあった。

4. 2019年世界無線総会 (RA-19) 及び世界無線通信会議 (WRC-19) に向けた準備について

BRから準備状況について説明があったほか、エジプトからも報告があり、ビザの発給は会合の期間に合わせて30日以上有効なビザも可能となるよう同国外務省・在外公館とも調整していること、カイロ・シャルムエルシェイク間の航空便については増便を航空当局及び航空会社と調整中であるとのことであった。このほか、筆者がエジプトに場外で確認したところ、ホテル・会場間のシャトルバスは深夜(1時頃)まで運行するよう調整している旨であった。

また、本議題では、CPMの作業方法等を定めたITU-R決議2について見直しが必要である旨をイランが主張し、これにドイツも賛意を示したことから、同決議の見直しに関するコレスポネンシス・グループを設置することとなった(詳細は8章)。

5. SGの活動報告

SG活動状況のほか、会合の電子化による紙の節減やリモート参加が多くの会合で可能になっていること、会議室の不足などが報告された。

また、日本からは勧告等ITU-R文書の純粋にエディトリアルな修正・訂正の手続等について提案を行い、提案の一部はBRにおいて検討されることとなった。

ロシアからは昨年10月のPP-18で決議140(WSISの成果の実施におけるITUの役割等)が改正されたことを踏まえたITU-R決議61の修正について提案があった。ロシアからは他にも語彙に関する決議の修正について提案があったが、これについては出席していたCCV議長からCCVで議論するよう提案された。

6. ITU-R運用計画案(2020~2023年)

毎年作成している無線通信部門の業務計画について、PP-18で承認されたITU戦略計画(2020~2023年)を踏まえた計画案(2020~2023年)についてBRより説明があり、審議が行われた。

7. メンバーシップ・アウトリーチ

BRから文書へのフリーアクセスによりダウンロード数が増加していることや、アカデミアの増加などが報告された。

中国からは、ナノ・ピコ衛星の増加に伴い、ITUの規則等を知らない企業等が増加していることから、トレーニングの充実やハンドブック作成の提案があった。これに対し、ITUの開催するセミナー等を関係者に紹介してはどうかとの中国への提案があった。また、ハンドブックについてはSGでの作業となる旨のコメントがあった。このほか、ブラジルから関連セミナー動画の公開が提案され、BRで検討することとなった。

キューバからは、ITUが有償で提供しているRRのナビゲーションツールを無償化する提案があり、各国から賛意が表明された。これについては、発展途上国のニーズがあるものの、BRが付加的に開発しているソフトウェアであり、通常はフリーアクセスに含まれないこともあり、BRが検討することとなった。

8. ITU-R決議2の見直しについて

CPMの設置・作業方法等を定めたITU-R決議2の見直しについては、本会合に先立って2019年2月に開催された第2回WRC-19準備会合(CPM19-2)において、イランからWRC議題に明確に記載されている場合は、既存あるいは将来計画されている業務が保護されるべきであり、既存業務のみを保護するオプションを含むことは議題に反することを書き込むべきである等の主張が行われた。

本RAG会合においても、イランは、CPMレポートで多くのOptionやAlternativeが置かれており、WRCでは膨大な労力を要し、困難である等からBRに対し検討を求め、審議の結果、RAGの下にITU-R決議2の見直しを行うコレスポネンシス・グループを設置することとなった。

9. 次回のRAG会合

次回RAG(第26回)会合は、2020年4月6日~9日のうちの3日間で実施予定である。